

# 国際的な議論を呼ぶEUの国境炭素調整措置 ～日本でも議論参加に向けて炭素排出量の計測などが課題に～

京都橘大学経済学部 教授  
国際通貨研究所 客員研究員

矢口 満



## 1. はじめに

欧州連合（EU）の欧州委員会は7月14日、2030年までの温室効果ガス（GHG）削減目標（注1）の達成に向けた包括的な政策パッケージ（注2）を公表した。このパッケージにはEU排出量取引制度（EU ETS）の改革案を始めとする13項目の施策が盛り込まれ、その一つとして、域内事業者がEU ETSの炭素価格負担で国際競争上不利にならないよう国境炭素調整措置を導入するEU規則案（注3）（以下「CBAM（注4）規則案」という）が公表

された。国境炭素調整措置とは、炭素排出規制の緩い国から輸入する製品に、自国（本件の場合はEU域内）と同等の規制負担を課す仕組みである。このため、日本を含めたEU域外からEUに向けた輸出には、相応の影響が生じる。

そこで本稿では、今般のCBAM規則案を概観するとともに、EU域外からの反応とそれに対するEU側の説明を整理したうえで、最後に日本にとっての課題についてまとめてみた。

## 2. EUのCBAM規則案の内容

### (1) 今般の包括的パッケージとCBAM規則案の位置付け

今般の欧州委員会の包括的パッケージには、エネルギーの効率的利用や自動車のGHG排出制限の強化など、13項目にわたる施策が盛り込まれた。その柱はEU ETSの改

### 〈目次〉

1. はじめに
2. EUのCBAM規則案の内容
3. EU域外からの反応とEU側の説明
4. 日本にとっての課題
5. おわりに

(図表) 購入すべき排出許可証の算定方法

算定式	購入すべき排出許可証の総額 = EU ETSの炭素価格×輸入製品の生産時の炭素排出量
炭素価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU ETS排出枠オークションにおける炭素価格の週次平均値を用いる。</li> </ul>
炭素排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入製品の生産時の化石燃料使用に伴う「直接的な排出量」を用いる。</li> <li>排出量の計測は、EUに認定された検証機関が輸出国の生産施設で行う。これが行えない場合は輸出国の同種製品の平均値、その値の入手も難しい場合はEUの同種製品の生産施設のうち排出量の多い上位10%の施設の平均値を用いる。</li> <li>電力輸入の場合は例外扱いとし、排出量の計測には原則として、輸出国の平均値を用いる。その値の入手が難しい場合は、EU内の化石燃料発電に伴う排出量の平均値を用いる。</li> </ul>

(資料) European Commission [2021b], Article 7-8 および European Commission [2021c], Annex III-V より筆者作成

草案であり、既存の取引制度に海上輸送を追加するほか、建築物・陸上輸送への燃料供給者を対象とした新たな取引制度の導入などが計画されている。

本稿で取り上げるCBAM規則案は、この包括的パッケージの施策の一つとの位置付けであり、輸入業者に対し、対象品目（後述）をEU域外から輸入する際に、EU ETSの炭素価格に連動した排出許可証の購入を義務付けている。主たる目的は、EU ETSの負担のある域内事業者と、同種の負担が相対的に軽い域外事業者との競争条件を平準化し、域内事業者の域外への生産拠点シフトに伴う「カーボンリーケージ」（削減されるべき炭素排出の域外への漏れ）を防ぐことにある。

このCBAM規則案を含め、今般の包括的パッケージに盛り込まれた13項目の施策は、これから欧州議会やEU閣僚理事会で順次審議される。承認・成立までに相応の期間が必要であり、その間に内容が修正される可能性も十分にある。

## (2) CBAM規則案の概要

CBAM規則案の概要は次のとおりである。まず、対象品目は、カーボンリーケージの懸念のある鉄鋼、セメント、アルミニウム、肥料、および電力である。制度の導入予定は2023年1月であるが、2025年12月までの当初3年間は移行期間であり、輸入業者に課せられるのは報告義務（対象品目の輸入量や炭素排出量などの報告）のみである。

制度が本格導入される2026年1月以降、輸入業者は、EU ETSの炭素価格にリンクして価格設定される排出許可証を、輸入製品の炭素排出量に応じて当局から購入するよう義務付けられる（図表）。この際の炭素排出量は、製品生産時の化石燃料使用に伴う「直接的な排出量」である。また、国際的な二重課税を防ぐため、その製品に輸出国で既に（炭素税や排出量取引などの）炭素価格を支払っている場合、購入すべき排出許可証の金額はその分だけ減免措置を受けられる。

EU加盟国以外でも、①EU ETSが既に適用されている国および②EU ETSと完全にリンク

クしたカーボンプライシングのある国は、CBAM規則案の適用対象とならない。すなわち、それらの国から輸入する場合は、排出許可証の購入義務はない。①としてアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスが公表されているが、②は未定である<sup>(注5)</sup>。

### (3) 炭素排出量の計測におけるCBAM規則案の特徴

上記のように、排出許可証の購入金額を算定するには、まず輸入製品の生産時の炭素排出量を知る必要がある。その際、一般的には次の2つの課題が指摘されている<sup>(注6)</sup>。

- ① 輸入製品の炭素排出量の計測は必ずしも容易でない。特に、生産工程の様々な段階でエネルギーが使用される場合や、サプライチェーンが複数の国にまたがる場合、計測はかなり難しい。
- ② 計測対象を、生産時の化石燃料使用に伴う「直接的な排出量」のみとするか、生産時の電力使用等に伴う（その発電等に要した）「間接的な排出量」まで含めるかを選択しなければならない。理想的には「間接的な排出量」まで含めるべきだが、実務的には容易でない。

これらに関して、CBAM規則案では以下の対応を行った。

- ① 対象品目を、生産工程やサプライチェーンが比較的複雑でない品目（鉄鋼、セメント、アルミニウム、肥料、電力）に絞った<sup>(注7)</sup>。検討段階では化学製

品や石油製品も対象品目の候補であったが、炭素排出量の計測が難しいため最終的なCBAM規則案から外された<sup>(注8)</sup>。欧州委員会は移行期間中に改めて、対象品目の拡張を検討する<sup>(注9)</sup>。

- ② 計測対象はとりあえず実務的に実行可能な「直接的な排出量」のみとした。欧州委員会は移行期間中に改めて、「間接的な排出量」も含めるか否かを検討する<sup>(注10)</sup>。

### (4) 輸出国でのカーボンプライシングに伴う減免措置

CBAM規則案では前述のように、国際的な二重課税を防ぐため、輸出国で支払った炭素価格が減免される。そこで課題となるのが、炭素価格の認定である。炭素税や排出量取引などの明示的なカーボンプライシングがあれば炭素価格は明らかため、その認定は容易である。一方、暗黙的なカーボンプライシングの場合、炭素価格の計測と認定は難しい。暗黙的なカーボンプライシングとは、GHG排出削減を直接的な目的としないエネルギー課税や、再生可能エネルギーの導入促進に向けた固定価格買取制度（FIT）の賦課金などである。

日本の場合は、地球温暖化対策税（CO<sub>2</sub>1トン当たり289円）が明示的なカーボンプライシングに該当する。一方、化石燃料諸税やFIT賦課金、そして幾つかの規制や自主的な取組み<sup>(注11)</sup>が暗黙的なカーボンプライシン

グとされる。

### ■ 3. EU域外からの反応とEU側の説明

#### (1) EU域外各国からの批判

CBAM規則案の適用対象となったEU域外の国々からは、同案に対する批判の声が上がっている。経済的影響が大きいのは、対象品目のEU向け輸出の大きいロシアやウクライナ、トルコ、中国といわれているが<sup>(注12)</sup>、批判しているのはこれらの国々に限らない。

論点は2つある。第1の論点は、CBAM規則案が保護主義的であり、世界貿易機関(WTO)ルールに反するというものだ。ロシア<sup>(注13)</sup>や中国<sup>(注14)</sup>に加えてオーストラリア<sup>(注15)</sup>の政府関係者も声を上げており、CBAM規則案は国際貿易上の恣意的または不当な差別の手段として問題視されている。具体的な議論は始まっていないが、①輸出国側の事情を考慮しているか、②規制導入前に輸出国側と適切な交渉が行われたか、③規制の実施過程において公正な手続が保証されるか、などが争点になると想定される<sup>(注16)</sup>。

第2の論点は、先進国地域であるEUと同等の負担を新興国に求めるのは、気候変動枠組条約第3条の「共通だが差異のある責任と各国の能力に従うべき」という原則に反するというものだ。これは代表的には今年4月、インド・中国・ブラジル・南アフリカの4カ国共同声明で言及された<sup>(注17)</sup>。CBAM規則

案は以前から概要が明らかになっていたことから、7月の正式発表に先んじて、これら4カ国は反対姿勢を鮮明にしたのである。

#### (2) 米国の反応

他方、米国はEUのCBAM規則案に対し、はっきりとした批判は行っていない。ただし、米国には全国規模の明示的なカーボンプライシングが無く、減免措置を受けられない公算が大きいため、やや警戒的なスタンスをとっている。実際、イエレン財務長官は7月9日、EUを名指しこそしなかったものの、「国境炭素調整措置に関しては、明示的なカーボンプライシングのみに焦点を当てるのではなく、その国の気候政策が炭素排出量をどの程度削減しているかに焦点を当てることが重要である」と公言し<sup>(注18)</sup>、翌週に公表されるCBAM規則案をあらかじめ牽制した。

なお、米国は国境炭素調整措置を自ら導入することには前向きである。昨年はバイデン大統領(当時は大統領候補)の選挙公約<sup>(注19)</sup>や民主党綱領<sup>(注20)</sup>に同措置の導入が明記された。本年に入ると3月公表の米通商代表部(USTR)の年次通商報告<sup>(注21)</sup>にも盛り込まれ、遂に7月19日に民主党議員から導入法案が議会提出された<sup>(注22)</sup>。この法案は、全国規模のカーボンプライシングの無いまま、現在の炭素規制コストについて国境調整を行うというものである<sup>(注23)</sup>。

### (3) EU側の説明

欧州委員会は、EU域外の上記のような反応は承知のうえで、CBAM規則案を今般公表した。同案の制度詳細に関する域外各国との対話や国際協力は、特に2023年1月から2025年12月までの移行期間中に行うとしている<sup>(注24)</sup>。

そもそも国境炭素調整措置という仕組みがWTOルールと整合的か否かについては、10年以上前から議論されてきたが<sup>(注25)</sup>、今もって一般論では白黒の付かない、具体的な制度設計次第の問題とされている<sup>(注26)</sup>。こうしたなか欧州委員会は今般のCBAM規則案について、①環境政策であって関税政策ではない、②国ではなく製品に対して適用される、③輸出国に関係なく実際の炭素排出量に基づいて適用される、と説明し<sup>(注27)</sup>、保護主義的ではなくWTOルールに抵触しないという立場をとっている。

ここでいう環境政策とは、EU ETS改革の一環という意味合いである。EU ETSではカーボンリーケージの懸念のある業種の事業者には排出量の無償割当を行っているが、CBAM規則案はその代替措置と位置付けられている。すなわち、CBAM規則案の対象品目では、その無償割当が2026～2035年に毎年10%ずつ削減され最終的に廃止される。その代わりに国境炭素調整の負担が段階的に引き上げられ、2035年に無償割当を完全に代替するという措置である。

もっとも、こうした説明でEU域外各国か

ら理解を得られるか否かは不透明である。実際、EU域内にも、貿易相手国から報復措置を受ける可能性があるとの懸念がある<sup>(注28)</sup>。

## ■ 4. 日本にとっての課題

日本もCBAM規則案が成立すれば、前出のロシアやウクライナ、トルコ、中国ほどではないもののEU向け輸出に直接的な影響が生じる。これらの国からEUへ輸出できなくなった余剰品が第三国市場に出回り、国際市況が値崩れを起せば、やはり日本の事業者に影響する。また、将来的にEU側が対象品目を拡張する可能性がある点にも注意が必要である。

こうしたなか日本は、EU域外の国々と連携したうえで、EUとの対話に臨むことになる<sup>(注29)</sup>。その際の論点として、CBAM規則案がWTOルールと整合的か否かという根本的な問題もあるが、対象となる輸入製品の炭素価格や炭素排出量の計測方法という実務面も重要である。後者に関しては、次の3つの課題が指摘できる。第1に、日本の事業者が負担している炭素価格をEU側に理解してもらうこと、第2に、対象品目における炭素排出量の計測手法を確立すること、第3に、炭素排出量の計測手法の国際的な共通化を目指すこと、である。

第1の課題に関わり、現行の日本の明示的なカーボンプライシングは地球温暖化対策税に限られるが、前述のように、化石燃料諸税



を始めとする様々な暗黙的なカーボンプライシングもあるのが実情である。この点にEU側の理解を求めたいという声は少なくない(注30)。ただし、日本から海外向けに昨年発信された学術的な分析をみても、日本が化石燃料諸税によって既に十分に高い炭素価格を導入しているという見方には否定的であった(注31)。こうしたなか、カーボンプライシングが暗黙的なままでEU側の理解を得ることは、決して容易でないのが現実と思われる。

第2の課題は、炭素排出量の計測手法の確立である。中堅・中小企業の脱炭素に関する意識が欧州ほど高くなく、基礎的なデータ収集に手間取りそうなことを勘案すると、これも容易な課題ではないといえる。ただし、今後、日本でも中堅・中小企業の意識が高まり、データ収集が進み易くなる可能性があることを指摘しておきたい。というのも、金融業界でサステナブルファイナンスの観点から投融資先の炭素排出量の計測が始まろうとしているからである(注32)。とりわけ銀行の抱える取引先は非常に幅広い。金融業界の計測対象は個別製品でなく事業者であり、その点CBAM規則案と異なるが、それでも中堅・中小企業が脱炭素を意識するようになる効果は小さくないと思われる。

第3の課題は、炭素排出量の計測手法の国際的な共通化を目指すことである。これが実現すれば、日本を含めたEU域外各国における公正・公平な計測が担保され、貿易促進上も望ましい。そこで、その実現に向けて、日

本が積極的に関与することが望まれる(注33)。経済産業省も、信頼性の高い計測・評価手法の国際ルールの方策・適用を日本が主導すべきとの見解である(注34)。ただし、経済産業省はそのルールとして国際標準化機構 (ISO) の国際規格を例示しているが、同規格の制定は既に欧州各国に主導されているとの指摘もあり(注35)、日本に残された時間は決して多くない。

## ■ 5. おわりに

今般のEUのCBAM規則案には前述のように、WTOルールとの整合性の確保という古くて新しい課題がある。中国やロシアからの報復措置の可能性が指摘されるなか、本年11月に英国のグラスゴーで開催される国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26) を始めとする国際的な議論の場において、EU側がどのように説明し、それにEU域外各国がどのように反応するかが注目される。

振り返ると、国境炭素調整措置を巡る議論では、その効用として次の3つがかねてより挙げられてきた。すなわち、①輸入国の事業者と輸出国の事業者との競争条件の平準化、②カーボンリーケージの防止、および③炭素排出規制の緩やかな国における同規制の厳格化促進、の3つである(注36)。①と②は本稿の冒頭で触れたものだが、今般のCBAM規則案では③も期待できる。明示的なカーボンプライシングがあれば二重課税防止のための

減免措置を受けられることから、日本の方針は未確定ながら、一般論として域外各国でその導入が広がると見込まれるからである<sup>(注37)</sup>。欧州委員会も、CBAM規則案には域内産業の保護だけでなく、域外各国の脱炭素に向けた取組みを促す意図がある旨を繰り返し強調している<sup>(注38)</sup>。

このようにEUのCBAM規則案には、経済学的な観点からは「グローバルなカーボンプライシングへの懸け橋<sup>(注39)</sup>」になることが期待できる。WTOルールとの整合性を始めとして、法学的・制度的な観点からは議論すべき点が幾つも残されているが、いずれにしても日本としては、本件に正面から積極的に取り組んでいくべきと思われる。

#### [参考文献]

- ・ Assous, Adrien, Thomas Burns, Byford Tsang, Domien Vangenechten, and Belinda Schäpe [2021], “A Storm in a Teacup – Impacts and Geopolitical Risks on the European Carbon Border Adjustment Mechanism”, Sandbag – E3G Report, Aug. 31, 2021 <https://www.e3g.org/publications/a-storm-in-a-teacup/> (最終閲覧日：2021年9月8日)
- ・ Democratic National Committee [2020], “2020 Democratic Party Platform”, Aug. 18, 2020 <https://democrats.org/wp-content/uploads/2020/08/2020-Democratic-Party-Platform.pdf> (最終閲覧日：2021年9月8日)
- ・ European Commission [2021a], “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS – ‘Fit for 55’: delivering the EU’s 2030 Climate Target on the way to climate neutrality”, COM (2021) 550 final, Jul. 14, 2021
- ・ European Commission [2021b], “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a carbon border adjustment mechanism”, COM (2021) 564 final, 2021/0214 (COD), Jul. 14, 2021
- ・ European Commission [2021c], “ANNEXES to the REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a carbon border adjustment mechanism”, COM (2021) 564 final, ANNEXES 1 to 5, Jul. 14, 2021
- ・ European Commission [2021d], “Remarks by Executive Vice – President Timmermans and Commissioner Gentiloni at the press conference on the Carbon Border Adjustment Mechanism and Energy Taxation”, Jul. 15, 2021
- ・ Financial Times [2021], “EU plan for world’s first carbon border tax provokes trading partners”, Jul. 17, 2021
- ・ Hufbauer, G. Clyde, Steve Charnovitz, and Jisun Kim [2009], *Global Warming and the World Trading System*, Peterson Institute for International Economics, Washington DC, Mar. 2009
- ・ Kojima, Satoshi and Kenji Asakawa [2020], “Expectations for *Carbon Pricing in Japan* in the Global Climate Policy Context”, *Carbon Pricing in Japan*, Chapter 1, pp.1 – 21, Springer, Sep. 2020
- ・ Mining Weekly [2021], “Australia Minister laments EU’s CBAM, warns of ‘new wave of protectionism’”, Aug. 4, 2021 <https://www.miningweekly.com/article/aus-minister-laments-eus-cbam-2021-08-04/>

- rep\_id:3650 (最終閲覧日：2021年9月8日)
- ・ New York Times [2021], “Democrats Propose a Border Tax Based on Countries’ Greenhouse Gas Emissions”, Published July 19, 2021, Updated Aug. 23, 2021 <https://www.nytimes.com/2021/07/19/climate/democrats-border-carbon-tax.html> (最終閲覧日：2021年9月8日)
  - ・ Reuters [2021], “China says EU’s planned carbon border tax violates trade principles”, Jul. 26, 2021 <https://www.reuters.com/business/sustainable-business/china-says-ecs-carbon-border-tax-is-expanding-climate-issues-trade-2021-07-26/> (最終閲覧日：2021年9月8日)
  - ・ South African Government [2021], “Joint Statement issued at the conclusion of the 30th BASIC Ministerial Meeting on Climate Change hosted by India on 8th April 2021”, Apr. 8, 2021 <https://www.gov.za/nr/speeches/joint-statement-issued-conclusion-30th-basic-ministerial-meeting-climate-change-hosted> (最終閲覧日：2021年9月8日)
  - ・ TASS Russian News Agency [2021], “Maxim Reshetnikov : Nobody says CO2 must be fought against at any cost”, Aug. 25, 2021 <https://tass.com/economy/1329635> (最終閲覧日：2021年9月8日)
  - ・ United States Trade Representative (USTR) [2021], “2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program”, Mar. 1, 2021
  - ・ U.S. Department of the Treasury [2021], “Remarks from Secretary of the Treasury Janet L. Yellen at the G20 Finance Ministers and Central Bank Governors Meeting’s High Level Symposium on International Tax”, Jul. 9, 2021 <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0266> (最終閲覧日：2021年9月8日)
  - ・ 有村俊秀 [2021]、「国境炭素調整の課題（下）域外のCO2排出抑制促す」、日本経済新聞朝刊25面 経済教室、2021年8月11日
  - ・ 有村俊秀・蓬田守弘・川瀬剛志編 [2012]、『地球温暖化対策と国際貿易：排出量取引と国境調整措置をめぐる経済学・法学的分析』、東京大学出版会、2012年5月
  - ・ 環境省 [2021]、「中間整理」、カーボンプライシングの活用に関する小委員会、2021年8月
  - ・ 経済産業省 [2011]、「補論 貿易と環境—気候変動対策に係る国境措置の概要とWTOルール整合性—」、『2011年版不正貿易報告書』、pp.453-467、2011年5月13日
  - ・ 経済産業省 [2021a]、「貿易と環境：炭素国境調整措置の概要とWTOルール整合性」、『2021年版不正貿易報告書』、pp.167-179、2021年6月25日
  - ・ 経済産業省 [2021b]、「事務局説明資料（中間整理（案））」、第7回 世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会、2021年8月5日
  - ・ 熊谷徹 [2021]、「EUの炭素国境調整措置／リーク報道で議論噴出」、日経ESG 2021年8月号、pp.112-113、2021年7月8日
  - ・ 日本経済新聞 [2021]、「温暖化ガス排出量の測定、中小企業も容易に／金融庁などモデル事業」、朝刊1面、2021年8月14日
  - ・ 日本経済団体連合会（経団連） [2021]、「グリーン・デジタル・対中政策をめぐる最近の欧州情勢」、週刊経団連タイムスNo.3512、2021年9月2日
  - ・ 中島淳史 [2021]、「『循環経済』でルールを握れ」、日本経済新聞朝刊7面 Deep Insight、2021年8月19日
  - ・ 三菱UFJフィナンシャル・グループ [2021]、「東京大学と三菱UFJフィナンシャル・グループのカーボンニュートラル実現のための産学連携について」、ニュースリリース、2021年6月17日
  - ・ 柳美樹 [2021]、「国境炭素調整の最新動向整理—協調か対立か?」、日本エネルギー経済研究所 第438回定例研究報告会〈報告要旨〉、2021年7月27日



- (注1) 1990年比で55%削減。
- (注2) European Commission [2021a]
- (注3) European Commission [2021b]
- (注4) Carbon Border Adjustment Mechanism
- (注5) European Commission [2021c], Annex II
- (注6) 有村 [2021]などを参考にした。
- (注7) これら5品目の輸入額はEUの輸入全体の1.8%に過ぎないが (Assous *et al.* [2021], p.15, Figure 2)、5品目を生産する域内事業者はEU ETSにおける排出量の無償割当の47%を占めている (Assous *et al.* [2021], p.32)。
- (注8) European Commission [2021b], 前文(30) – (33)
- (注9) European Commission [2021b], Article 30. 拡張される可能性のある品目として、カーボンリーケージ懸念があり炭素排出量も多い化学製品、石油製品、紙、ガラス等が挙げられる (Assous *et al.* [2021], p.15, Figure 2)。
- (注10) European Commission [2021b], Article 30
- (注11) 電力部門の非化石価値取引、省エネ法のエネルギー管理の徹底、および経団連の低炭素社会実行計画が挙げられる (有村 [2021])。
- (注12) Assous *et al.* [2021], p.45, Figure 18 – 19およびFinancial Times [2021]
- (注13) TASS Russian News Agency [2021]
- (注14) Reuters [2021]
- (注15) Mining Weekly [2021]
- (注16) 国境炭素調整措置のWTOルールへの整合性に関する一般論は、経済産業省 [2021a] が詳しい。
- (注17) South African Government [2021], 第19節
- (注18) U.S. Department of the Treasury [2021]
- (注19) “The Biden Plan for a Clean Energy Revolution and Environmental Justice”  
<https://joebiden.com/climate-plan/>
- (注20) Democratic National Committee [2020], p.52
- (注21) USTR [2021], p.3
- (注22) Fair, Affordable, Innovative, and Resilient Transition and Competition Act (FAIR Transition and Competition Act) <https://www.govinfo.gov/app/details/BILLS-117s2378is/>
- (注23) 現地有力紙では、(カーボンプライシングの無いままで) 規制コストを調整するような国境炭素調整措置の実現は難しい、というやや否定的な専門家の見解が紹介されていた (New York Times [2021])。
- (注24) European Commission [2021b], 前文(53) – (54)
- (注25) 経済産業省 [2021], p.467
- (注26) 経済産業省 [2021a], p.171
- (注27) European Commission [2021d]
- (注28) ドイツでは従来、中国・ロシア・トルコからの報復措置への懸念が産業界やシンクタンクから示されていた (熊谷 [2021])。欧州の独立系シンクタンクE3Gの専門家会議でも、中国からの報復措置の可能性が指摘されている (Assous *et al.* [2021], p.47)。
- (注29) 経済産業省は、国境炭素調整措置の導入の妥当性やその制度のあり方について、カーボンリーケージ防止や公平な競争条件確保の観点から立場を同じくする国々と連携して対応するとしている (経済産業省 [2021b], p.31および経団連 [2021])。
- (注30) 環境省 [2021], pp.37 – 38
- (注31) Kojima and Asakawa [2020]
- (注32) 国内中小企業の炭素排出量の計測を主眼に、環境省と金融庁は金融機関を公募して計測モデルづくりに取り組もうとしている (日本経済新聞 [2021])。別途、一部のメガバンク・グループは大学と連携して同じ主旨の取組みを開始している (三菱UFJフィナンシャル・グループ [2021])。
- (注33) 柳 [2021]
- (注34) 経済産業省 [2021b], p.30
- (注35) 中島 [2021]
- (注36) Hufbauer *et al.* [2009], Chapter 3
- (注37) 有村・蓬田・川瀬編 [2012], p.4およびp.9
- (注38) European Commission [2021b], Explanatory Memorandum, p.3およびEuropean Commission [2021d]
- (注39) 有村 [2021]